

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
独立行政法人水産大学校

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、平成 19 年 4 月から原則として一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成 18 年度実績		見直し後	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(1.5%) 1	(1.1%) 1,795,500
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(%)	(%)		
随意契約		(100%) 68	(100%) 168,187,970	(11.8%) 8	(13.3%) 22,404,664
合 計		(100%) 68	(100%) 168,187,970	(100%) 68	(100%) 168,187,970

(注) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

【同一所管法人等】

		平成 18 年度実績		見直し後	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(%)	(%)
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(%)	(%)		

随意契約	(100%) 2	(100%) 5,400,000	(100%) 2	(100%) 5,400,000
合 計	(100%) 2	(100%) 5,400,000	(100%) 2	(100%) 5,400,000

(注) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(1.5%) 1	(1.1%) 1,795,500
一 般 競 争 入 札 等	競争入札			(86.4%) 57	(82.6%) 134,511,017
	企画競争	(%)	(%)	(3.0%) 2	(5.8%) 9,476,789
随意契約		(100%) 66	(100%) 162,787,970	(9.1%) 6	(10.5%) 17,004,664
合 計		(100%) 66	(100%) 162,787,970	(100%) 66	(100%) 162,787,970

(注) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準について、平成19年4月1日付けで、本校の規程を以下のとおり改正した。

- ・ 工事又は物品の製造について、「500万円を超えないもの」から、「250万円を超えないもの」に変更
- ・ 物品の買い入れについて、「500万円を超えないもの」から、「160万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の売り払いについて、「500万円を超えないもの」から、「50万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の貸し付けについて、「500万円を超えないもの」から、「30万円を超えないもの」に変更
- ・ その他役務等について、「500万円を超えないもの」から、「100万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の借り入れについて、「80万円を超えないもの」を新設
なお、「その他随意契約とする特別の理由があるとき」については、平成19年10月2日付けで、本校の規程を改正し、廃止し

た。

- (3) 随意契約の公表の基準について、平成19年4月1日付けで、本校の規程を以下のとおり改正した。
- ・ 工事又は物品の製造について、「500万円を超えないもの」から、「250万円を超えないもの」に変更
 - ・ 物品の買い入れについて、「500万円を超えないもの」から、「160万円を超えないもの」に変更
 - ・ 物件の売り払いについて、「500万円を超えないもの」から、「50万円を超えないもの」に変更
 - ・ 物件の貸し付けについて、「500万円を超えないもの」から、「30万円を超えないもの」に変更
 - ・ その他役務等について、「500万円を超えないもの」から、「100万円を超えないもの」に変更
 - ・ 物件の借り入れについて、「80万円を超えないもの」を新設

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成19年4月から、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外について、原則として一般競争入札等に移行したが、以下について、平成19年度中に検討を行い、平成20年度以降の導入を目指す。

- (1) 総合評価方式の導入
情報システム、工事の設計業務、広報業務等について、総合評価落札方式による一般競争入札を導入するべく、検討を行う。
- (2) 複数年度契約の拡大
複写機賃貸借等の複数年度にわたる契約については、その事業継続及び仕様等を検討し、複数年度での契約が可能なものにあつては、見直しを行う。
- (3) 入札手続きの効率化
一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、年間契約の公告等事務作業の一括処理を行うことにより、効率化を図る。
- (4) 契約方式の見直し
設備、物品、ソフトウェア等の購入と不可分な関係にある保守点検業務等においても、仕様の見直し等を行い一般競争入札へ移行する。

3. その他

随意契約によることができる限度額以下のものにあつても、一般競争入札と同様に競争原理を導入し、合理的、経済的な契約を行う。